ＩＰ電話番号（０５０）」、「ＦＭＣ電話番号（０６００）」又は「特定接続電話番号（９１ＣＤＥ）」を記載すること。 ［２～５　略］ ［第２表　略］	６００）」又は「特定接続電話番号（９１ＣＤＥ）」を記載すること。 ［２～５　同左］ ［第２表　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。